

図書館法及び博物館法の改正経緯について

図書館法改正経緯	主な改正内容	博物館法改正経緯
昭和25年4月 図書館法公布 7月 図書館法施行		昭和26年12月 博物館法公布 昭和27年 2月 博物館法施行
昭和27年6月 図書館法の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司書及び司書補の講習委嘱対象を「教育学部又は学芸学部を有する大学」を「大学」に改正。(図書館法第6条) 	
昭和27年7月 大蔵省設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「印刷庁」を「印刷局」に改正。(図書館法第9条) 	
昭和27年8月 日本赤十字社法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館、博物館の設置者に日本赤十字社を追加。(図書館法第2条、博物館法第2条、第10条、第11条第1項) 	昭和27年8月 日本赤十字社法
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附則第六項各号列記以外の部分中「文部省令」を「政令」に改正。 	昭和28年8月 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「人文科学学芸員」「自然科学学芸員」の区分を廃止(博物館法第4条第5項を削除、第6項を第5項、第7項を第6項に改正。同じく第5条の柱書きを改正) ・ 学芸員の講習を廃止。(博物館法第6条を全改し、学芸員補の資格要件について規定。これまで学芸員補の資格要件を規定していた第5条第1項第4・5号を削除) ・ 「地方公共団体、日本赤十字社、民法第34条の法人又は宗教法人が、博物館を設置しようとするときは」を「博物館を設置しようとする者は、当該博物館について」に改正。(博物館法第10条) ・ 「日本赤十字社、民法第34条の法人又は宗教法人にあってはその」を「私立博物館にあっては設置者の」に改正。(博物館法第11条第1項) ・ 博物館相当施設の規定(第29条)を追加。 	昭和30年7月 博物館法の一部を改正する法律

<p>昭和31年6月 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法「第155条第2項」を「第252条の19第1項」に改正。(図書館法第13条第3項→平成11年7月に削除) 	
<p>昭和31年6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文部大臣の都道府県、都道府県の市町村に対する指導助言に関する条文(図書館法第7条、博物館法第7条)を削除。 「市町村」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村」に改正。(図書館法第8条) 教育委員会法に係る規定(図書館法第10条第2項及びこれを準用した第16条第2項、博物館法第18条第2項及びこれを準用した第22条第2項)を削除。 都道府県教育委員会の私立図書館及び博物館に対する指導助言に関する規定(図書館法第25条第2項、博物館法第27条第2項)を追加。 	<p>昭和31年6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律</p>
<p>昭和34年4月 社会教育法等の一部を改正する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立図書館及び公立図書館の補助金に関する規定の改正。(図書館法第20条の全改及び第22条を削除、博物館法第24条の全改及び第25条を削除) (公民館、図書館、博物館に関する国の補助は、「補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和29年法律第129号)」により、いずれも施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部に限定されていたが、これを恒常化するための法改正であり、あわせて各法施行令も改正した。) 	<p>昭和34年4月 社会教育法等の一部を改正する法律</p>
<p>昭和36年6月 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 司書の資格要件に高等専門学校卒業者、司書補の資格要件に高等学校第三学年を修了した者を追加。(図書館法第5条、第13条第3項→平成11年7月に削除) 	
<p>昭和37年5月 地方自治法の一部を改正する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「市(以下「五大市」という。)」を「指定都市」に改正。(図書館法第13条第3項→平成11年7月に削除) 	

昭和40年3月 国立学校設置法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> 附則第七項「図書館職員養成所」を「旧図書館職員養成所」に改正。 	
昭和42年8月 許可、認可等の整理に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の設置・廃止等に係る市町村の都道府県への報告に関する条文（図書館法第11条）を削除。 私立図書館の設置・廃止等に係る法人の都道府県への届出に関する条文（図書館法第24条）を削除。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県が所管する博物館相当施設の指定を、都道府県教育委員会に委譲（博物館法第29条）。 	昭和46年6月 許可、認可等の整理に関する法律
	<ul style="list-style-type: none"> 「国立博物館、国立科学博物館」を「博物館と同一の目的を有する国の施設」に改正。（第3条第1項第9号） 	昭和58年12月 国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律
昭和60年7月 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 図書館の設置・廃止等に係る都道府県の文部大臣への報告に関する条文（図書館法第12条）を削除。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 博物館資料の輸送費及び料金の割引に関する条文（博物館法第9条）を削除。 	昭和61年12月 日本国有鉄道改革法等施行法
	<ul style="list-style-type: none"> 「称号」を「学位」に改正（博物館法第5条第1項第1号） 	平成3年4月 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律
	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法「第56条第1項」を「第56条」に改正（博物館法第6条） 	平成3年4月 学校教育法等の一部を改正する法律
	<ul style="list-style-type: none"> 登録の取消に係る陳述の機会に関する規定（博物館法第14条第2項）を削除。 	平成5年11月 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

<p>平成10年6月 学校教育法等の一部を改正する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「高等学校」の下に「若しくは中等教育学校」を追加。(図書館法第5条第2項第2号) 	
<p>平成11年7月 地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助を受ける館長の司書資格の必置に関する規定(図書館法第13条第3項)を削除。 図書館協議会の委員についての規定(図書館法第15条)中「左の各号に掲げる者のうち」を「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中」に改め、各号を削除。また、第16条第2項を削除。 国庫補助を受けるための公立図書館の基準(図書館法第19条)を削除。 登録博物館に関する都道府県教育委員会の文部大臣に対する報告義務に関する条文(博物館法第17条)を削除。 図書館協議会及び博物館協議会委員の教育長権限の廃止(図書館法第21条及び博物館法第22条第2項) 	<p>平成11年7月 地方分権の推進を図るための関係法律の整理等に関する法律</p>
<p>平成11年12月 中央省庁等改革関係法施行法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「文部大臣」を「文部科学大臣」、「文部省令」を「文部科学省令」に改正。 	<p>平成11年12月 中央省庁等改革関係法施行法</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「その他の法人」の下に「(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)」を追加。(博物館法第2条第1項) 「国」の下に「又は独立行政法人」を追加。(博物館法第29条) 	<p>平成11年12月 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法「第56条」を「第56条第1項」に改正。(博物館法第6条) 	<p>平成13年7月 学校教育法の一部を改正する法律</p>

平成14年5月 独立行政法人国立印刷局法	<ul style="list-style-type: none"> 「印刷局発行」を「独立行政法人国立印刷局」に改正。(図書館法第9条第1項) 	
平成18年6月 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔未施行〕	<ul style="list-style-type: none"> 「民法第34条の法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改正。(図書館法第2条及び博物館法第2条)〔平成20年12月1日施行〕 	平成18年6月 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔未施行〕
平成19年6月 学校教育法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法「第98条」を「附則第3条」に改正。(図書館法附則第10項) 学校教育法「第56条第1項」を「第90条第1項」に改正。(博物館法第6条) 	平成19年6月 学校教育法等の一部を改正する法律

【国庫補助金の経緯】 公立社会教育施設整備費補助金については、平成9年度限りで施設整備に関する補助制度を廃止し、地方財政措置により対応。

【望ましい基準】

- (図書館)
- 「生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会の「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)の送付について」(平成4年6月17日付け文生学第182号生涯学習局長通知)
 - 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成13年文部科学省告示第132号)
- (博物館)
- 公立博物館の設置及び運営に関する基準(昭和48年文部省告示第164号)
 - 公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準(平成15年文部科学省告示第113号)

【資格取得に必要な単位数の経緯】

- (司書講習課程)
- 制定時(昭和25年) 15単位(必修科目11単位、選択科目4単位)
 - 昭和43年改正 19単位(必修科目15単位、選択科目4単位;大学2年以上の在生学生も受講できるよう改正)
 - 平成8年改正 20単位(必修科目18単位、選択科目2単位)
- (大学において履修すべき博物館に関する科目)
- 制定時(昭和30年) 10単位
 - 平成8年改正 12単位

- 【関係法令の制定】
- ・ 昭和23年 2月 国立国会図書館法
 - ・ 昭和28年 8月 学校図書館法
 - ・ 平成 2年 6月 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
 - ・ 平成10年 6月 美術品の美術館における公開の促進に関する法律
 - ・ 平成11年12月 独立行政法人国立科学博物館法、独立行政法人国立博物館法、独立行政法人国立美術館法
 - ・ 平成13年12月 文化芸術振興基本法
 - ・ 平成13年12月 子どもの読書活動の推進に関する法律
 - ・ 平成17年 7月 文字活字文化振興法
- 【国際会議の開催】
- ・ 昭和49年10月 第28回国際動物園長連盟（IUDZG）総会開催（東京）
 - ・ 昭和52年 8月 第52回国際図書館連盟（IFLA）総会開催（東京）
 - ・ 平成 8年 6月 第4回世界水族館会議（IAC）開催（東京都葛西臨海水族館）
 - ・ 平成10年 第53回世界動物園水族館協会（WAZA）総会開催（名古屋港水族館）
- 【所管課の変遷（戦後）】
- ・ 昭和20年10月 社会教育局社会教育課を設置（図書館及び博物館に関する業務を所管）
 - ・ 昭和21年 3月 公民教育課を廃止
 - ・ 昭和24年 5月 社会教育施設課を設置（図書館及び博物館に関する業務を社会教育施設課に移管）
 - ・ 昭和25年 5月 文化財保護委員会の設置に伴い文化財保存課を移管
 - ・ 昭和27年 8月 視聴覚教育課を設置
 - ・ 昭和31年 3月 社会教育施設課を廃止（図書館及び博物館に関する業務を社会教育課に移管）
 - ・ 4月 社会教育施設主任官を設置
 - ・ 昭和37年 3月 社会教育施設主任官を廃止
 - ・ 昭和41年 4月 文化局の設置に伴い芸術課及び著作権課を移管
 - ・ 昭和59年 6月 視聴覚教育課を廃止
 - ・ 7月 学習情報課を設置（図書館に関する業務を学習情報課に移管）
 - ・ 昭和63年 7月 社会教育局を生涯学習局に改組
 - ・ 平成13年 1月 文部科学省の設置に伴い生涯学習政策局に再編（図書館に関する業務を社会教育課に移管）